

令和8年3月18日

令和8年第1回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局

目 次

	ページ
中井やまゆり園に係る人事上の措置について	1

中井やまゆり園に係る人事上の措置について

中井やまゆり園において、個別支援計画の作成を適切に行っていなかった件及び内部通報により法令違反・不適切事項が判明した件について、人事考査を行った結果、次のとおり人事上の措置を行うこととした。

本件は、地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）第29条第1項に規定する懲戒処分ではないが、その重要性に鑑み、人事上の措置の概要を報告するものである。

(1) 個別支援計画の作成を適切に行っていなかった件

対象	本人責任	監督責任	合計
個別支援計画を適切に作成していなかった事案	8	4	12
本庁による監査の未実施事案	1	(本人責任に含む)	1
合計	9	4	13

※ (2)の件と重複する対象者は1人。

(2) 内部通報により法令違反・不適切事項が判明した件

対象	本人責任	監督責任	合計
医薬品安全管理体制を適切に整備していなかった事案	— (退職3)	3 (退職6)	3 (退職9)
園内のルールに反し、平熱にもかかわらず解熱剤を服薬させた事案	1	1	2
園内のルールに反し、医師が指定した上限回数を超えて抗精神病薬を服薬させた事案	(不明)	(退職1)	(退職1)
健康診断（眼科検診を含む）結果を家族等に伝達していなかった事案	1	(本人責任に含む)	1
園内のルールに反し、代替食を提供しなかった事案	(不明)	2	2
長時間の行動制限が心身に及ぼす影響を把握できる体制が整備されていなかった事案	1 (退職1)	(本人責任に含む)	1 (退職1)
合計 [延べ人数]	3 (退職4)	6 (退職7)	9 (退職11)

※ 措置対象者の実人数は4人。

※ (退職) は、対象者が退職しており、処分不能であるもの（外数で表示）。

※ 退職しており処分不能の者の実人数は9人。

※ (不明) は、調査の結果、行為者を特定できなかったもの。

※ (本人責任に含む) は、管理監督者を本人責任として問責したもの。そのため、監督責任の対象者がいない。